

平成21年度介護報酬改定について

平成21年度介護報酬改定 (+3.0%改定)

1. 介護従事者の人材確保・処遇改善

負担の大きな
業務への評価

専門性への評価・
介護従事者の定着促進

人件費の地域
差への対応

訪問系
サービス

サービス提供責任者の
業務への評価

認知症患者や独居高齢者
へのケアマネ業務の評価

・研修実施等の評価

・有資格者割合の評価

地域毎の
人件費を踏まえた見直し等

通所系
サービス

個別ニーズに応じた
対応への評価

・有資格者割合の評価
・一定以上の勤続年数者
割合の評価

施設系
サービス

夜勤業務への評価

看護体制の評価

重度化・認知症対応の
ための評価

看取り業務への評価

・有資格者割合の評価

・一定以上の勤続年数者
割合の評価

・常勤者割合の評価

2. 医療との連携や認知症ケアの充実

(1) 医療と介護の機能分化・連携の推進

(2) 認知症高齢者等の増加を踏まえた認知症ケアの推進

3. 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証

(1) サービスの質を確保した上での効率的かつ適正なサービスの提供

(2) 平成18年度に新たに導入されたサービスの検証及び評価の見直し

処遇改善の取組への 総合支援策

雇用管理改善に取り組む
事業主への助成(※)

効率的な経営を行うための
経営モデルの作成・提示

介護報酬改定の影響の
事後的検証(※)

介護従事者の処遇改善に
向けた取組に関する情報
公表の推進

潜在的有資格者養成支援
等の介護人材確保策(※)

社会的評価を高めるための
広報・普及(※)

(※) 予算要求項目

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）

社会保障審議会介護給付費分科会

平成20年12月12日

(省略)

Ⅲ 今後の方向性について

以上、今回の介護報酬改定の基本的な考え方及び各サービスの報酬・基準見直しの基本的な方向についてとりまとめた。当分科会としては、今回の介護報酬改定を通じて介護従事者の処遇改善に向けた取組が一層促進されるものと強く期待するものである。

次期の介護報酬改定に向かって、介護保険制度の持続可能性という視点とともに、サービス供給体制の計画的整備、介護人材の計画的養成・確保、医療と介護の連携・機能分担及び整合性、低所得者対策の在り方、報酬体系の簡素化など、介護サービスのあるべき方向性を踏まえ、検討を行っていくことが必要であり、その際の議論に資するよう、今後、例えば以下のような対応を着実に行うことが求められる。

○今回の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善につながっているかという点について

検証を適切に実施すること。

○介護サービスの質の評価が可能と考えられる指標について、検討を行うこと。

○介護サービス事業者がより効率的かつ効果的なサービス提供を行うことができるよう、引き続き検討を行うこと。特に平成18年度及び今回の介護報酬改定で新たに導入された各種サービスについて、その効果、効率性及び普及・定着の度合い等を把握した上で、より効果的なサービスの在り方について検討を行うこと。

○介護事業経営実態調査等の調査手法の設計や調査結果の検証を行う場を設けること。

○今回の介護報酬改定後の事業者の経営状況にかかる調査を踏まえ、補足給付や介護サービス情報の公表制度について必要な検討を行うこと。

また、認知症に関する脳科学や精神医学の成果と現場の知見を結集して、認知症高齢者等への介護サービスがより一層適切かつ十分に行えるよう研究・検討を迅速化し、それを介護サービスに応用する施策の充実を図ることが極めて重要である。

(省略)